

（記号）第 号
年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

補助事業者等（団体等名及び代表者氏名）㊤

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた
事業について、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金 に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

{ }

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

2 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

3 間接補助事業等の場合にあつては、集計表（各事業実施主体ごとの1から6までの事項を記載した書面及び別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等 _____

課税売上割合95%以上	個別対応方式	一括比例配分方式	課税売上割合	%
-------------	--------	----------	--------	---

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率 ⑧	補助金に係る 消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円
計								⑦		

注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と、「補助対象経費」とあるのは「交付（等）対象経費」と、それぞれ書き換えて使用すること。

2 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。

3 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。

(1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合・・・③=⑥

(2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④+ [⑤×(課税売上割合)]

(3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×(課税売上割合)

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長）

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、補助事業等の遂行上必要と認められるときは、申請により概算払をしますので、概算払いが必要な場合は、補助金等概算払申請書を提出してください。

（ 部 課 係 ）

- 注1 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長）

補助金の不交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金
については、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

補助金を交付しない理由

（ 部 課 係）

注 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

事業着手届

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

補助事業者等 住所
氏名 } 法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名 } 印

年 月 日付け（記号）第 号指令の
地区 事業は、 年 月 日着手したので届け出ま
す。

(記号) 第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長) 印

この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

(部 課 係)

- 注 1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。
- 2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

(記号) 第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、 年 月 日付け (記号) 第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長 (振興局長) 

- 1 この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	変更前			変更後		
	補助対象経費	補助金額	完了期限	補助対象経費	補助金額	完了期限
	円	円	年月日	円	円	年月日

(部 課 係)

- 注 1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金 (等)」と、「補助事業等」とあるのは「交付 (等) 事業等」と、「補助対象経費」とあるのは「交付 (等) 対象経費」と、それぞれ書き換えて使用すること。
 - 3 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。
 - 4 当初指令で「区分」、「事業種類」又は「費目」を設定している事業については、「補助対象経費」及び「補助金の額」欄をそれぞれ「区分」又は「費目」別にして使用すること。
 - 5 表が書ききれない場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

(記号)第 号指令

(補助事業者等)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更するとともに、当該変更後の補助金の額を超えて交付した補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長(振興局長) 印

- 1 この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	変 更 前			変 更 後		
	補助対象 経 費	補 助 の 金 額	完 了 期 限	補助対象 経 費	補 助 の 金 額	完 了 期 限
	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日

- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長(振興局長)が発行する返納通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

(部 課 係)

- 注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更で補助金の返還が必要な場合に使用すること。
- 2 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と、「補助事業等」とあるのは「交付（等）事業等」と、「補助対象経費」とあるのは「交付（等）対象経費」と、それぞれ書き換えて使用すること。
- 3 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。
- 4 当初指令で「区分」、「事業種類」又は「費目」を設定している事業については、「補助対象経費」及び「補助金の額」欄をそれぞれ「区分」又は「費目」別にして使用すること。
- 5 表が書ききれない場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

事業遂行状況報告書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住所
補助事業者等 氏名 } (法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名) ㊞

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた 事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 事業完了予定 年 月 日
- 2 実施状況

年 月 日現在

区分 又は 事業種類	工 種	実 施 計 画		で き 高		進捗率 B / A	支出済額	備 考
		事 業 量	事 業 費 A	事 業 量	事 業 費 B			
			円		円	%	円	

注 1 「区分又は事業種類」欄は、さらに費目ごとに分けて記載すること。
 2 補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

繰越等実施計画書

1 繰越後の事業完了予定 年 月 日

2 実施計画

区分 又は 事業種類	工種	計 画			年度内実施予定				翌年度実施予定					年度内概算 予定補助金	備 考
		事業量	事業費 A	補助金	事業量	事業費 B	B/A	補助金	事業量	事業費 C	C/A	補助金	予定期間		
			円	円		円		円		円		円	年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		年度内概算予定 補助金算出根拠
計														円	

- 注1 「区分又は事業種類」欄は、更に費目ごとに分けて記載すること。
 2 「予定期間」欄は、各費目ごとの予定工期を記載すること。
 3 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、
事業の執行を次のとおり指示します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 

- 1 完了期限を 年 月 日とします。
- 2 補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）
は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（ 部 課 係）

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業に係
る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

取消しの理由

（ 部 課 係）

注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業に係
る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金金 円の返還
を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 取消しの理由
- 2 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する納入通知書により納付すること。
- 3 返還すべき補助金を受領した日から納付の日までに日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係）

- 注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。
 - 3 第3項は、国庫補助事業である場合及び事情変更による場合には付けないものとする。
 - 4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	変更前			変更後		
	補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限
	円	円	年月日	円	円	年月日

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と、「補助事業等」とあるのは「交付（等）事業等」と、「補助対象経費」とあるのは「交付（等）対象経費」と、それぞれ書き換えて使用すること。
 - 3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 4 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 5 当初指令で「区分」、「事業種類」又は「費目」を設定している事業については、「補助対象経費」及び「補助金の額」欄をそれぞれ「区分」又は「費目」別にして使用すること。
 - 6 表が書ききれない場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 円（金 円）の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付すること。
- 5 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 6 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	変 更 前			変 更 後		
	補助対象経費	補助金の額	完了期限	補助対象経費	補助金の額	完了期限
	円	円	年 月 日	円	円	年 月 日

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と、「補助事業等」とあるのは「交付（等）事業等」と、「補助対象経費」とあるのは「交付（等）対象経費」と、それぞれ書き換えて使用すること。
- 3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 4 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 5 第4項は、国庫補助事業である場合及び事情変更による場合には、付けないものとする。
- 6 当初指令で「区分」、「事業種類」又は「費目」を設定している事業については、「補助対象経費」及び「補助金の額」欄をそれぞれ「区分」、「事業種類」又は「費目」別にして使用する。
- 7 表示が書きれない場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。
- 8 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業
に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更
します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 

1 削除事項

(1)

(2)

2 追加事項

(1)

(2)

（ 部 課 係 ）

注1 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に使用すること。

2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 円（金）の返還を命じます。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付すること。
- 5 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係 ）

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものを使用すること。
- 2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。
 - 3 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
 - 4 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
 - 5 第4項は、国庫補助事業である場合には、付けないものとする。
 - 6 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

補助金の概算払について（通知）

年 月 日申請に基づき、 事業に係る
補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知しま
す。

記

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 概算払をする時期 | 月頃 |
| 2 | 概算払をする額 | 金 円 |

（ 部 課 係 ）

注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用
すること。

2 概算払をする時期については、月単位で表示すること。ただし、この通知後直ちに支払う
ものにあつては、おおよその月日を記載しても差し支えないものであること。

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

補助金の概算払について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金
については、次の理由により概算払をしないことと決定したので通知し
ます。

記

補助金の概算払をしない理由

（ 部 課 係 ）

注1 この様式は、補助金等の概算払をしないことを決定し、当該決定を概算払の申請者に
対して通知する場合に使用するものとする。

注2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて
使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る
事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 

（ 部 課 係）

注 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の補助金に係る
事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれ
に付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、
当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じ
ます。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 

- 1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。
 - (1)
 - (2)
- 2 是正措置は、年 月 日までに完了させること。
- 3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を総合振興局長（振興局長）に報告すること。
- 4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（ 部 課 係 ）

注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

2 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号達で命じた事業の遂行の
停止を解除します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

（ 部 課 係 ）

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

事業名

工事目的物の名称

着工 年 月 日・完成 年 月 日

補助事業者等

上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

所 属
検査員 職氏名

- 注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。
- 2 検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

補 助 事 業 等 遂 行 計 画 書

区 分 又 は 事業種類	工 種	実 施 計 画			年 度 で き 高					翌 年 度 繰 越 額			補助金概算 払受領額	備 考
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	支 出 済 額		補助金	事業量	事業費	補助金		
							支 出 済 額	支 出 未 済 額						
			円	円		円	円	円	円		円	円	円	完了予定年月日
														年 月 日
計														

注1 「区分又は事業種類」欄は、さらに費目ごとに分けて記載すること。

2 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、 事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

（ 部 課 係）

- 注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。
- 2 実績をもって交付申請をすべきこととされている補助金等の額の確定を行った場合は、この様式による通知を要しない。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号で通知した
事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付し
た補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承
知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（ 部 課 係）

注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。

2 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

年度補助金等増額交付申請書及び変更実績報告書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住 所

補助事業者等

氏 名

〔法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名〕^⑩

事業名

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた上記の事業について、補助金の増額交付を受けたいので申請します。

なお、この増額によって 年 月 日提出の補助事業等実績報告書に添付した関係書類を別紙のとおり変更します。

記

補助金の増額交付申請額 金 円

- 注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて使用すること。
2 この申請書には、実績報告書に添付すべき関係書類を添付すること。
3 「補助金の増額交付申請額」とは、今回の補助金額から既に得た補助金額との差額のことをいう。

（記号）第 号指令

（補助事業者等）

年 月 日申請の 事業に対し、金
円を追加補助し、及び同額をもって補助金の額を確定しま
す。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、
次のとおりとします。

補助事業等名	補助対象経費	今回の補助 金の額 A	既補助金の額 B	追加交付額 A - B
	円	円	円	円

- 2 補助金の交付条件は、年 月 日付け（記号）第
号指令に付けた条件と同様とします。

（ 部 課 係）

注 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と、「補助事業
等」とあるのは「交付（等）事業等」と、「補助対象経費」とあるのは「交付（等）対象
経費」と、それぞれ書き換えて使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者等）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業
に係る補助金を次のとおり変更し、当該変更部分に関し既に交付した補
助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知して
ください。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

- 1 変更の内容 年 月 日提出の報告書のとおり
- 2 変更の理由 道営農業農村整備事業の事業費の確定に伴う補助金額
の減額
- 3 返還すべき補助金は、別に総合振興局長（振興局長）が発行する納
入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の
翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付
した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）に
つき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付するこ
と。

（ 部 課 係 ）

注1 交付金等の場合は、この様式中「補助金」とあるのは「交付金（等）」と書き換えて
使用すること。

2 この命令書と当該返還金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付す
べき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

財産処分の承認について（通知）

年 月 日申請の 事業の財産処分について
は、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に
総合振興局長（振興局長）が発行する納入通知書により道に納付する
こと。

（ 部 課 係 ）

- 注1 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。
- 2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。

別紙

財 産 処 分 報 告 書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住 所
申請者 氏 名 { 法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名 } ㊟

年 月 日付け（記号）第 号で承認のあった財産を次のとおり処分したので報告します。

記

物 件 名	処 分 方 法	金 額	処 分 年 月 日
		円	

注 売払契約書の写しを添付すること。

残存物件処分承認申請書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住所
申請者氏名 } 法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付け（記号）第 号指令による
地区 事業により取得（発生）した残存物件を、次のとおり
売払（又は廃棄等）処分したいので、承認されたく申請します。

記

区分	名称	形状 寸法	数量	単価	金額	取得 年月日	処分 方法	売払予 定価格
				円	円			円

- 注1 「区分」欄には、取得又は発生の別を記載すること。
2 売払処分の場合は、その予定価格の算出の基礎を明らかにした調書を添付すること。
3 廃棄処分の場合は、その理由を明らかにした書類を添付すること。
4 転用の場合は、転用しようとする事業名及びその理由を明らかにした書類を添付すること。

（記号）第 号
年 月 日

（補助事業者等） 様

北海道 総合振興局長（振興局長） 印

残存物件処分の承認について（通知）

年 月 日申請の 事業の残存物件処分に
ついては、承認します。ただし、次の事項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「残存物件処分報告書」を提出すること。
- 2 売払処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に総合振興局長（振興局長）が発行する納入通知書により道に納付すること。

（ 部 課 係 ）

注1 残存物件の処分を承認しない場合は、本文中「承認します。」とあるのを「次の理由により承認しません。」と書き換え、記として不承認の理由を記載すること。

- 2 残存物件処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。

別紙

残存物件処分報告書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

住所
申請者 氏名 } 法人の場合は、法人の
名称及び代表者の氏名 } 印

年 月 日付け（記号）第 号で承認のあった残存物件を
次のとおり処分したので報告します。

記

物件名	処分方法	金額	処分年月日
		円	

注 売払契約書の写しを添付すること。